

立川市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

個人番号カードを活用した医療費助成の開始による。

立川市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

立川市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年立川市条例第59号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（医療費の助成） 第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、医療証に記載された事項と同一の内容を含む特定個人情報（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。）を確認することができるものに限る。以下同じ。）</u>（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給されるときは、<u>医療証又は個人番号カード</u>及び規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。 2 ……略……	（医療費の助成） 第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給されるときは、医療証及び規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。 2 ……略……

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。